

公教育の原理および理念に関する一考察  
—「改正教育公務員特例法」の検討・特に「改正教育基本法」との関連において—

One consideration about the principle and the idea of public education.  
The Legislative Process of Revised “Special Act for Educational Personnel”  
Formed in November, 2016 :  
Case Study of the Legislative Process.

村上智章

Tomoaki MURAKAMI

『広島国際大学 教職教室 教育論叢』  
“*Hiroshima International University Journal of Educational Research*”  
ISSN:1884-9482

第9号 抜刷  
Off Print of the 9<sup>th</sup> Edition

広島国際大学 心理科学部 教職教室  
Issued by Hiroshima International University Teacher Education Unit

2017年 12月  
December, 2017

## 公教育の原理および理念に関する一考察 —「改正教育公務員特例法」の検討・特に「改正教育基本法」との関連において—

広島国際大学 心理科学部 臨床心理学科 村上 智章

**要旨**：本研究は、2016年11月に成立した「改正教育公務員特例法」の成立にいたる過程について、政治学、立法学の先行研究を踏まえ、近年の日本政治の変容、特に「政策形成過程」の変化に留意しつつ、公教育の原理および理念の観点から考察する。具体的には、2006年12月に改正された「教育基本法」特に第九条に注目し、文部科学省の諮問機関である中央教育審議会、第一次安倍晋三内閣の私的諮問機関である「教育再生会議」、第二次安倍内閣の私的諮問機関である「教育再生実行会議」の諸提言を検討、日本国憲法を頂点とする国法体系全体、特に「改正教育基本法」との関連における「改正教育公務員特例法」の「立法過程」を考察する。こうした考察は、公教育の原理および理念から改正教育公務員特例法の意義を問うこととなる。本稿では、改正教育公務員特例法の立法過程の特質を明らかにするために、その比較対象として、いわゆる55年体制における立法過程に関する先行研究の整理を試みた。

### はじめに—問題の所在—

2016年11月に成立した「改正教育公務員特例法」は、公立の小学校等の校長及び教員としての資質向上を図るため、文部科学相が「資質の向上に関する指標の策定に関する指針」を定め、その指針を参酌して、「公立の小学校等の校長及び教員の任命権者」が「指標およびそれを踏まえた教員研修計画の策定」を行うことを義務づけている。この法案成立の背景に、第一次安倍晋三内閣において改正された教育基本法がある。特に教員のあり方を定めた旧教育基本法第六条2項の内容が大幅に修正され、「改正教育基本法」において独立条項となった第九条を無視することはできない。「改正教育公務員特例法」の十全な理解のためには、新旧教育基本法における「公教育の原理および理念」の連続と断絶に留意しながら、文部科学省の諮問機関である中央教育審議会、第一次安倍内閣の私的諮問機関である「教育再生会議」、第二次安倍晋三内閣の私的諮問機関である「教育再生実行会議」においてどのような議論がなされ、どのような提言がなされたのかを検討することが一つの方法となる。また、各政党がどのように議論し、関与したのかについても検討する必要がある。近年の「族議員政治から内閣主導へ」という日本政治の変容にあって「政策形成過程」の変化に留意しつつ、「改正教育公務員特例法」の意義を明らかにすることが本研究の課題である。本稿では、「改正教育公務員特例法」の立法過程の特質、特に法案作成過程における政党の関与を明らかにするための比較材料として、55年体制下の立法過程に関する先行研究を整理し、次に、21世紀になって刊行された「立法学」三教科書における「立法過程」の分析を検討した。

## 1. 55 年体制下の「立法過程」 先行研究の摂取

### 1.1 「立法過程タイムライン」作成に向けて—政党の関与に関する先行業績の摂取—

#### 1.1.2 村川一郎『日本の政策決定過程』・『自民党の政策決定システム』

わが国の政策決定過程について、特に与党（自由民主党）の関与に焦点をあてながら具体的に論じた村川一郎『日本の政策決定過程』（村川、1985 年。）第 4 章 法律制定過程の構成を紹介する。村川の研究は、いわゆる「族議員政治」における政策決定過程を明確化したものといえる。

##### 第 1 節 省庁段階の調整

- 1 主管課の協議
- 2 関係審議会の諮問
- 3 省庁内の調整

##### 第 2 節 内閣法制局審査と大蔵省法令審査

- 1 内閣法制局
- 2 衆参両院法制局
- 3 内閣法制局審査への準備と審査

##### 第 3 節 自由民主党審査

- 1 部会
- 2 政務調査会審議会
- 3 総務会
- 4 国会対策委員会
- 5 事務次官会議
- 6 政務次官会議
- 7 閣議

##### 第 4 節 国会審議

- 1 先議院議案課から担当委員会へ
- 2 本会議審議と議員立法
- 3 参議院における予算審議の改革

同書では、省庁における政策決定過程に加えて、自由民主党審査の実態が描かれている。政務調査会の部会における省庁担当者を招いての審査<sup>1</sup>、各部会からあがった法律案を総合的な視点から審議する政務調査会審議会<sup>2</sup>、審議会から派閥連合型政党である自民党の最高意思決定機関に位置付けられる総務会に法案があげられるというボトムアップの過程が描かれている<sup>3</sup>。国会議員が法案審査に関わり、さまざまな役職を経験するなかで、政治家としての力量を高めていく過程についても言及されている。

同著者による『自民党の政策決定システム』（村川、1989 年。）を紹介する。同書は、「日本政治システムは、「国会多数党が多数党内閣を組織してその政治意思を国家意思に変える」ことから、多数党は「実質的政府」、多数党内閣は「形式的政府」に置き換えることもできる。したがってこうしたことを研究することは理解しにくいとされる日本政治システムを俯瞰する最善の方法かもしれない」（同、4 頁。）と述べている。ここで、内閣（「形式的政府」）に対する多数党（「実質的政府」）の政策決定における優位という指摘、すなわち族議員政治の特徴が示されていることは興味深い。同書、「第 IV 部 法律制定過程」の章構成を次に紹介する。

## 第一章 省庁段階の調整

- 1 主管課の協議
- 2 関係審議会の諮問
- 3 省庁内の調整

## 第二章 法令審査

- 1 内閣法制局
- 2 衆参両院法制局
- 3 大蔵省法令審査

## 第三章 自由民主党審査

- 1 部会
- 2 政務調査会審議会
- 3 総務会
- 4 国会対策委員会

## 第四章 政府手続き

- 1 事務次官等会議
- 2 政務次官会議
- 3 閣議

## 第五章 国会審議

- 1 院の構成
- 2 閣議決定
- 3 先議院と後議院

両著作における章、節構成から、省庁の課レベルで原案が作成され、利害関係者、専門家の意見を聴取しながら（関係審議会への諮問）、省庁内の調整がなされることがわかる。内閣提出法案については、内閣法制局による審査が行われ、また政権与党による部会→審議会→総務会という審査過程があり、事務次官等会議、政務次官会議を経たうえで閣議決定がなされ、法案が国会へ提出される。また、「主として立法審査を効率的に行う必要性から保守、革新両党派に設置された「政党役員ポスト」である」国会対策委員会についての記述も興味深い。「実際保守党派の国会対策委員長は、戦後復興が緒につき与野党対立懸案事項が著しく増加し、国会期日以内にこれら进行处理の必要性から、反対党を含めて事前調整する第一人者となった。」（村川 1989. 164 頁。）会期中の法律案成立を実現するための調整の担い手である国会対策委員会はいわゆる「日程闘争」の最前線に立つ、法案成立の最終責任者といえるであろう。「各政党の国会対策委員会委員は、年齢の若い初回当選者に国会運営を習得させる方針から選抜される。そして、これら委員は常任委員会につねに出席し、国会運営を肌で身につける。それと同時に、各政党の若年議員は配属先常任委員会を通じて、“気のおけない友だち”となり、のちにそれぞれが幹部級に昇進した際、仮に国会が懸案事項をめぐって大混乱しても、昔のよしみからその打開のための話し相手になる。この意味から、各政党の国会対策委員会正副会長は、自分たちもかつてはそうであったから、若手議員を国会対策委員として国会運営の“術”を会得させるのである。」（同、165 頁。）国会運営委員会での活動が若手議員にとって国会運営の技量の向上、特に人間関係（人的ネットワーク）形成による国会運営能力向上の機会となる。政務調査会部会についても、正副部会長の選任は、総務会の承認を受けて、政務調査会長が決定する形式となっているが、「部会長は部会という政策審議の場をフルに活用して、政策全般に通じる運営に腐心し、部会を手際よくまとめる力量が要求される。これに反し、部会副部会長の選任の方法は、部会長による選任が一般的である。」と実質的には部会長が副部会長を選任する。選任基準はその時々調査会長の好みにより若干の差があるが、基本、比較的若手の議員が対象となる。「副部会長に比較的当選回数若い議員を迎え入れようとしたのは、政策中心の中核的な唯一の場とされる部会審議を通じて“政策マン”を育成するという配慮からである。要するに複雑化をきわめるこれからの政治を与党という立場から手際よく処理し、可能な限り官僚の力を借りずにテキパキとこなし

える政治家の育成を主眼としている。」(同、147頁。)部会には、若手議員を副部長に選抜、その役職経験を通じて政策形成能力の向上を図るという若手議員の教育機能がある。村川の著作は「族議員」主導の政策形成を描いた古典的研究であり、立法活動への関与、具体的には自由民主党審査への関与が議員の政治的力量を向上させる教育機能を持つことに言及しており、興味深い。

### 1.1.3 岩井奉信『立法過程』・「現代日本における政策過程モデル」

政治学の立場から「立法過程」に正面から取り組んだ岩井奉信の著作『立法過程』(岩井 1988.)から、特に内閣提出法案に関わる「第三章 立法の制度的過程 — 内閣提出法案」を取り上げ、重要と思われる部分を引用、若干のコメントを付す。

「閣法の立案は、一般には官庁のそれぞれの課を一つの単位として、その中堅官僚を中心に行われる場合が多い。その際法案作成の中心となるのは、大体ノンキャリアの官僚である。」(同、58-9頁。)  
この記述は、小島和夫のいう「草案」作成にあたるであろう(小島 1979. 50頁。)。担い手はノンキャリア官僚である。「官庁内部での法案の作成は、一般に稟議制よりも会議などを通じた、草稿書換えによって練られ、局長などの幹部への説明も随時行われる。また、必要に応じて、与野党の関係議員への根回しもこの段階で行なわれ、各党の要求がこの段階で法案の中に取り込まれることもある。」。省庁内の会議、政治家も含めた関係諸方面からの意見をふまえながら文章の修正が行われ、「草案」が作成される。「このようにして出来上がった法案の草案は、ひとつの官庁内部で局議、省議を経て内閣に提出されることになるが、その間に各省庁の官房文書課などで法文の審査が行われる。これは法案が内閣に請議される前に必ず行なわれる内閣法制局による審査をスムーズにするためであり、伝統的に、内部審査の厳しい大蔵省、自治省の提出する法案は法制局でクレームをつけられることはほとんどないと言われる。」。省庁内においても法案の法的整合性を確保するために(内閣法制局の審査を通過するために)法案審査が行われる。さらに他省庁との調整がなされる<sup>4</sup>。「特に今日の法案作成プロセスにおいて、もっとも重要なものが関連省庁との折衝である。利益が錯綜し、政策が複合化する中では、ひとつの政策にかかわる利益がひとつの官庁の内部で完結するということは稀である。」「そこで各官庁は法案の起案の早い段階から関係官庁への根回しを行うことになる。」(岩井 1988.59頁。)法案作成の初期段階から、関係官庁との意見調整がなされ、合意事項を法文に反映する「草稿書換え」の作業がなされる。

法案作成過程とは、この「草稿書換え」、法文の変更、修正の過程といえるであろう。法文がどの段階で、どのような意図、理由に基づいて、誰の、どのような関与によって変更、修正されたのか、その跡づけは法案作成過程を考察するうえで決定的に重要な作業と考えられる。

「さて、官庁において作成された法案は内閣法制局で法文の審査が行われる。」(岩井 1988.60頁。)。小島のいう「下審査」である(小島 1979. 58頁以下。)。あらかじめ内閣法制局による「下審査」を受けたうえで、省庁は法案を内閣に提出し、内閣法制局の本審査を受けることになる。「さらに、予算を要する予算関係法案については大蔵省との協議が行われる。」。「予算関係法案」については大蔵省(現財務省)の了承が必要となる。「このようにして内閣法制局などの審査を通過した法案は最

最終的にそれぞれの省庁内部の事務次官が主催する省議で了承された上で、大臣決裁を経て、事務次官会議にかけられ、そこで了承を得たものが閣議決定を得るための閣議請議を行うことになる。」(岩井、1988.60頁。)

岩井の記述においても興味深いのは、「与党審査」に関する部分である。「ところで、議員内閣制の下では、いかに官僚が作成した法案といえども、与党の支持なしには国会を通過することはできない。そこで与党の支持を得るために行なわれるのが与党審査である。」与党審査は、自民党の政務調査会がその舞台、国会の委員会に対応するそれぞれの部会において「各省庁の担当課長、局長クラスによって」法案説明が行われる。省庁から出向いた法案作成の中心メンバーが部会において説明にあたる。「部会で行われる与党審査は議員の利害と官庁の利益を調整する場であると同時に議員同士の利害を調整する場でもある。そこで利害の異なる議員同士が激しく対立を見せる場合も少なくない。」部会において、実質的な利害をめぐる議論が行われる<sup>5</sup>。十分な議論、反対議員に対する多様な働きかけを経て到達した与党審査における合意は一般に与党内で尊重され、「最終的に総務会で自民党が支持する法案として、党議決定される。」。一連の過程では、党議拘束、党としての団結の根拠を担保するために「与党審査では部会内部の意思統一を計ることに重点が置かれ、そこでの決定は全会一致を原則としている。」(同、61頁)<sup>6</sup>。「党議拘束」すなわち組織としての一体性を担保するための徹底した合意形成の努力(全会一致)という、「族議員政治」の実情が記述されている。

上記の記述から、所轄官庁の課レベルにおける「原案」作成、次に所轄官庁内部における調整、与野党議員との調整、関連省庁との折衝といった過程が「原案」の「草稿書換え」すなわち法案の文章を修正、変更する作業として進行していくことが分かる。また、予算関連法案について大蔵省(現財務省)との協議、所轄官庁の文書課等による法的整合性についての事前審査を経て、内閣法制局の了承(内閣法制局における下審査)、予算関係法案については大蔵省(現財務省)の了承を得た法案を各官庁の事務次官が主催する省議にかけ、大臣決裁、内閣請議へという流れを確認できる。また、予算について大蔵省(現財務省)から了承を得ること、内閣法制局による法的整合性に関する審査が特に重要であることが分かる。こうした過程に加えて与党審査が行われる。岩井は、全会一致を基本とする政権与党の与党審査について、「このように与党審査は法案を党として推進したり、停止させたり、あるいは修正させたりする能力を持ち、事実上、閣法の生殺与奪の権利を持っている。」と述べ、立法過程における「与党審査」の重要性を強調している(同、62頁。)

また、岩井は「内閣提出法案の立法過程に沿った政策形成過程の逐次モデル」を作成している(岩井1992.)。このモデルは「官庁」、「自民党」、「内閣」、「国会」、「官庁」という各ステージにおいてどのような「政策形成過程のステップ」をどのような「中核的アクター」、「間接的アクター」が担っているのか、またそれぞれのステップにおける「主たる作業内容」と「障害となり得る要素」を逐次的にモデル化したものであり、立法過程の時系列的整理の試みといえる。そこで各ステージにおける「政策作成過程のステップ」と「主たる作業内容」を抽出、(「中核的アクター—間接的アクター」、「障害となり得る要素」の記述を除いて)簡略化した表を次ページに掲載する。

### ステージ1 官庁

政策形成のステップ	主たる作業内容
1-1 担当部局内部	→政策発想、政策検討、部局内部の説得
1-2 官庁内部	→内部関連部局との調整、説得
1-3 官庁間調整	→関連官庁との調整
1-4 大蔵省法令審査	→予算的裏付けの獲得
1-5 内閣法制局	→法文形式に関する審査
1-6 省議	→官庁としての意思確認

### ステージ2 自民党

2-1 政務調査会部会	→官庁的仕切内における利害調整
2-2 部会間対立・調整	→官庁的仕切りを越えた利害調整
2-3 政調審議会	→党としての政策定式化
2-4 総務会	→派閥を軸とした政治的党議決定
2-5 国会対策委員会	→国会全般にわたる審議日程と政治ゲームの予測

### ステージ3 内閣

3-1 事務次官会議	→官庁間利益調整結果の政策的確認
3-2 政務次官会議	→官庁間利益調整結果の政治的確認
3-3 閣議決定	→政府としての意思確認

### ステージ4 国会

4-1 議院運営委員会	→国会全体の中での審議日程をめぐる与野党の調整
4-2 委員会理事会	→法案の審議日程などをめぐる与野党の調整
4-3 委員会	→審議による争点の呈示、議決
4-4 本会議	→公式議決による正当性の獲得
4-5 第二院	→定式化された過程による法的正当性の獲得

### ステージ5 官庁

5-1 適用	→法的正当性を背景とした政策の個別的運用 (岩井奉信「内閣提出法案の立法過程に沿った政策形成過程の逐次モデル」(1992年。)を簡略化。)
--------	--

「与党審査」(村川は「自由民主党審査」と表現。)は、「内閣提出法案の立法過程に沿った政策形成過程の逐次モデル」における「ステージ2 自民党」にあたる。先に引用した「与党審査」の重要性を強調した記述に続いて、岩井は「そのために、与党審査はわが国の立法過程において国会以前、以後を通じて、もっとも重要なものであるといっても過言ではない。」と述べている(岩井 1988. 62 頁。)。この「与党審査」の重要性に関する岩井の記述は、わが国における立法過程の歴史的展開を考察するうえで興味深い。というのは、近年の日本政治における「改革」論の焦点の一つは、省みて、「はじめに」において述べたように「族議員政治から内閣主導へ」という志向と思われ、そうした政治の転換において、ここで岩井が「もっとも重要」と指摘した与党審査の影響力がどのように変容したのかは、わが国の議会政治を考える上で無視できない主題と思われるからである。「族議員政治から内閣主導へ」という動きがどのような帰結をもたらしたのかはわが国の政治の今後を考える上で改めて考察すべき主題であろう<sup>7</sup>。

#### 1.1.4 21世紀「立法学」の三教科書

—中島誠『立法学』・大森政輔/鎌田薫編『立法学講義』・大島稔彦『立法学 理論と実務』—

21世紀に入り、「立法学」の教科書が、実務経験者を中心に執筆、刊行された。21世紀日本「立法学」の主要3教科書において「立法過程」がどのように整理されているのかを確認する。

まず、中島誠『立法学』（中島2014.）。この著作は、2004年初版、2007年新版、2014年第3版と版を重ねているが、その時期は、小泉純一郎内閣（2001.4-2006.9）から第一次安倍晋三内閣（2006.9-2007.9）、福田康夫内閣（2007.9-2008.9）・麻生太郎内閣（2009.9-2009.9）、そして2009年の第45回衆議院議員総選挙による政権交代から民主党政権の成立（鳩山一郎内閣（2009.9-2010.6）・菅直人内閣（2010.6-2011.8）・野田佳彦内閣（2011.9-2012.12））から2012年12月ふたたびの政権交代による第二次安倍晋三内閣（自民・公明）成立にいたる時期に重なり、2001年8月より厚労省から大学教員として出向した期間をはさんで（2004年に厚労省復帰）現職の官僚として政治の激動を経験したことが版を重ねるにあたってその記述に反映されており興味深い<sup>8</sup>。立法過程に関しては、第3版32頁の表に、「各省庁による原案作成→省内審査→各省協議→内閣法制局審査→与党審査→閣議→国会提出（内閣提出法案）」という、法案作成過程についてのシンプルなモデルが提出されている。また内閣機能の強化を目指す取り組みとして「行政改革会議最終報告」（1997年12月）、「中央省庁等改革基本法」（1998年6月成立 橋本龍太郎内閣）、「中央省庁等改革関連17法律」（1999年7月成立 小渕恵三内閣）を挙げ、そのポイントを政治主導の強化（内閣機能強化）、省庁の再編（一府十二省庁体制）、行政のスリム化という三点にまとめている。本研究との関連で特に重要と思われる内閣機能の強化に関する記述を以下引用する。

「内閣機能の強化については、次のような改革がなされた。

- ①内閣総理大臣の「内閣の重要政策に関する基本的な方針」の発議権を、内閣法（第4条第2項）に明記すること。
- ②内閣官房がその企画立案を行うことを内閣法に明記し（同法第12条第2項第2号）、そのための体制を強化するとともに、その幹部は特別職として政治任用すること。
- ③新たに内閣府を設置して（内閣府設置法）、内閣が行政各部をリードする体制を強化するとともに内閣府に特命担当大臣を設置して、企画・調整権限を付与すること。
- ④内閣府に、内閣総理大臣または内閣官房長官を議長とする重要事項に関する企画・調整のための合議制機関を設置し（経済財政諮問会議、総合科学技術会議、中央防災会議、男女共同参画会議）、重要政策を内閣総理大臣主導で機動的に策定すること。」（同、291-2頁。）

中島の著作は、実務経験を踏まえつつ、「分配の政治」批判、「内閣主導」政治を推進するという立場を明確にし、日本文化論にも及ぶ広い領域に目を配った労作であり、「立法過程」研究の道案内として有益であり、本研究においても大いに参考とするものである。

次に大森政輔・鎌田薫編『立法学講義 〈補遺〉』（大森・鎌田編、2011年。ちなみに編者のひとりである鎌田薫は「教育再生実行会議」の座長を務めている。）。同著作の「第二章 立法の企画立案



第二節 内閣立法の企画立案 1 内閣提出法案の企画立案」(伊藤直)には「(3) 内閣提出法案の企画立案作業の全体的スケジュール」がまとめられている。1月に召集される通常国会に提出される本予算の編成作業と連動する形で「年度ごとのサイクルで活動」する「通常国会提出を目標とした企画立案」について、特に予算上・税制上(財務省)、組織定員上(総務省)の調整の必要性に言及した詳細な説明がなされている。以下、建設省での長期にわたる伊藤自身の実務経験に基づいた法案作成過程に関する詳細な記述、「内閣提出法案の企画立案作業の全体的スケジュール」の項目を紹介する。伊藤は、「このような内閣提出法案の企画立案過程に関しては、平成二〇年九月に(平成二十一年九月の間違いと思われる。村上)、それまでの自由民主党を中心とした政権から、「政治主導による政策決定の一元化」を掲げる民主党を中心とした政権に移行したことに伴い、行政府内部における意思決定過程や行政府と政党との関係について、かなりの変化があった。政権移行後、さらに鳩山内閣から菅内閣への交替もあって、その手続きが安定したとは必ずしもいえないところであるが、以下では、そうした当面の変化を適宜取り入れて記述することとする。」(同、57頁。)と、民主党政権誕生後の「立法過程」の変容を可能な限り記述に反映することを心掛けた旨、明記されている。「政務三役」(大臣・副大臣・政務次官)の記載、鳩山内閣で廃止され菅直人内閣において3・11大震災後に実質的に復活した「事務次官等会議」に関する記述がないことなど、伊藤による記述は、当時の「立法過程」のありようを直裁に記録した同時代的証言ともいえる。また、後述するように、国会が「会期制」を採用していることに由来する時間的制約のなかでの法案の優先順位の決定、いわゆる「日程闘争」に関する記述もある。以下、伊藤によるまとめを紹介しながら、コメントを付していきたい。(㊟以下が筆者のコメントである。)

① 各年度における行政府の業務の流れと法律案の企画立案作業の年間スケジュール

a.年度当初(から8月まで)各府省内で次年度の新規施策の検討開始

b.7月下旬 次年度予算概算要求基準決定

㊟概算要求水準は財務省による各官庁の予算に関する上限設定であり、官庁内における予算配分の基準となる。各省庁にとって予算上限の存在は、予算関係法案について省庁内において法案の取捨選択や政策、立法内容の見直しによって予算規模を調整する必要があることを意味する。予算に関わる省庁内調整過程は興味深い。先に、伊藤の記述は、当時における「立法過程」の現実を直裁に記録した同時代的証言であると述べたが、2011年刊行という時間的限界が刻印されているという意味で、皮肉でなく同時代証言となっている。というのは、2009年9月に発足した鳩山内閣は、2010(平成22)年度予算編成について、7月1日に麻生太郎内閣において閣議了解された「概算要求基準」を廃止し、各省大臣が予算をゼロベースで見直し、積極的な減額を行うという方針のもと、各省庁に「概算要求」を求めるという新方式を導入している。この新方式のもとで10月15日に各省庁の「概算請求」が出そろい、その後、いわゆる「事業仕分け」がなされるという経過をたどった。加えて、同年度の政策に対する評価が次年度の予算編成にどのように反映されているかを示す「政策評価調書」がHP上で公開されることとなった。2011(平成23)年度予算案編成については2010年4月から6月に「事業仕分け第2弾」(独立行政法人や政府系

公益法人の行う事業についての事業仕分け) 実施、7月27日に閣議決定として「概算要求組み換え基準について」が提示され、各省庁の「概算要求」が10月15日に出そろい、10月から11月にかけて「事業仕分け第3弾」が実施され、12月24日に政府予算案が閣議決定されている。2012年度予算案の編成においては、8月23日に「概算要求に係る作業についての財務大臣通知」、9月20日に「概算要求組替え基準閣議決定、その後は事業仕分けもなく、12月24日に政府案閣議決定をみた。2013年度予算案の編成については、2012年8月17日に組替え基準が閣議決定、9月12日に各省庁の概算要求が出そろったが、12月16日の第46回衆議院議員総選挙の結果を受けて再びの政権交代、12月26日に第二次安倍晋三内閣成立、27日の臨時閣議における総理大臣ならびに財務大臣の発言に基づいて、年明け2013年1月16日に各省庁からの「概算要求入れ換え要求額」が出そろい、それに基づいて1月29日に政府予算案が閣議決定されるという経緯をたどっている。次年度(2014年度)以降の予算案編成については、概算要求水準が復活(2014年度予算案については2013年8月8日に閣議了解、2015年度予算案については2014年7月25日閣議了解、2016年度予算案については、2015年7月24日閣議了解と伊藤の記述「b. 7月下旬 次年度予算概算要求基準決定」に「b. 7月下旬～8月上旬 次年度予算概算要求基準決定」と補足すれば(「8月上旬」を追記すれば)、現在でも十分通用するものとなる。)、事業仕分けの主体であった「行政刷新会議」も2013年12月26日の閣議において早々に廃止された。なお、鳩山内閣における予算要求見直しを経験した当事者(国土交通省官僚)の証言がある(御厨編 2012年、133-156頁。)。予算編成手続きがこうもころころ変わると担当する官僚も大変であろうと思う。

c. (7月中旬から) 8月中旬 各府省内で次年度新規施策関連法律案のとりまとめ

d. 8月下旬 予算関係法律案についての政務三役(大臣・副大臣及び大臣政務官)会議

e. 8月31日までに予算要求・組織定員要求・税制要望

財務省に概算要求書の一部として法律案あるいはその要綱を提出

9月10日までに内閣総務官室・内閣法制局に提出

f. 9月20日までに、次期通常国会提出予定法律案全体のリストの内閣総務官室への提出、内閣法制局への送付

㊦従来の「日程闘争」の担い手は国会対策委員会であるが、法案の扱いに関する「日程闘争」・「日程調整」に関して、内閣総務官室と国会対策委員会とはどのような関係になるのであろうか。

g. 9月20日までに、次期通常国会提出予定法案概要を内閣法制局に提出

h. 10月以降、法律案の内容がほぼ固まったものから内閣法制局の予備審査開始

㊦小島の著作で「下審査」と記された、内閣法制局が予備的に行う審査がここでは、「予備審査」と表現されている。「閣議請議」後になされる内閣法制局の本審査に対する「予備審査」という意味で一般名詞と理解してよいのか。というのは、国会運営に関して、先に議案が提出された「先議の議院」に対して、「後議の議院」が、「先議の議院」の審査(採決)終了前に、つまり「先議の議院」から法案が送付される前に、時間の節約のために当該法案の審査を始めることも「予備審査」と表現される(浅野一郎・河野久 2008. 122-3頁。)。文脈において意味内容は明解であり、特に混乱をきたすわけではないが、異なる対象に同一の用語が用いられているのはどうかと思う<sup>9</sup>。

ここまでの流れについて。年度予算が通常国会において順調に3月中に成立し、4月新年度の始まりから来年度予算編成作業が「予算関係法案」の作成作業とともに始まる。7月には財務省から各省庁に次年度予算案の上限が示され（「概算要求基準」民主党内閣において廃止、第二次安倍内閣において復活したことは前述の通り。）、8月中に予算、税制に関する措置、人員の配置が必要な法案について「法律案あるいはその要項を提出」する。人員の配置は総務省の担当であるが、当然予算の執行も必要となる。予算とともに人員も限られた資源であり、総合調整のために早い段階で財務省としてはその概要を把握する必要があるということであろう。9月20日までに次期通常国会提出予定法案概要を内閣法制局に提出する理由は、「予備審査」（「下審査」）を円滑に行うためであるか。予算措置を必要としない法律案原案については、10月から「予備審査」が始まる。

i.12月中下旬 次年度税制改正大綱決定・次年度予算概算閣議決定・組織定員改正案決定

それらを踏まえて法律案提出時期調及び件名・要旨の内容更新

㊥同時期に提出される書類に関する小島の記述では、「提出予定の法律案の件名、要旨、提出の確実度、予算との関係、法案の規模、他省庁との関係、閣議決定予定日および内閣法制局における審査の予定日など」が提出されるようになっていた（小島1978, 55-6頁。）。「法律案の件名、要旨」と「法律案提出時期調」とは、区別されるものなのかどうか。すぐ後に紹介する松浦淳介の研究に基づけば（松浦, 2012.）、「法律案時期調」と「件名・要旨」とは別個の書類のようである。

j.12月下旬 次期通常国会提出予定法案概要について内閣法制局参事官への説明、参事官から内閣法制局部長への説明

k.各省庁文書課長等会議前日までに、法律案提出時期調、件名、用紙を公式文書で内閣総務官室への提出 「日切れ」・「日切れ扱い」・「期限切れ」法案

l.1月上旬 各省庁文書課長等会議

m.各省庁等文書課長等会議の翌日あるいは2, 3日後、内閣法制局幹部会

n.1月中旬 与党の国会対策委員会で法案説明会。担当府省による説明

o.1月下旬 内閣提出予定法律案等件名・要旨調が閣議で配布

p.議院運営委員会理事会 内閣官房長官又は内閣官房副長官が、この内閣提出予定法律案等件名・要旨調を下に、提出予定法律案等の総数等について発言

q.1月下旬 通常国会開会

r.1月下旬 政府予算国会提出。

s.国会提出期限を目指して個々の法律案の立案作業を行い、閣議決定を経て、国会に提出

② 提出予定法案の登録と登録の取下げ

③ 先議院の決定（以下略）

12月から1月は大忙しの時期である。次年度予算の大枠がほぼ固まり、通常国会に提出する法案の最終審査が行われる。あらためて、i.12月中下旬に各省庁から提出される「法律案提出時期調」とは何であろうか。2007年の参議院議員選挙がもたらした「分裂議会」（いわゆる「ねじれ国会」）前後における官僚の立法行動を比較考察した松浦淳介（松浦, 2012.）が、情報公開制度に基づい

て「法律案提出時期調」の複写を取得、検討している。「法律案提出時期調」に関する松浦の記述を引用する。「各省庁は毎年、常会の召集にあたり、内閣総務官から常会へ提出を予定している法案について照会を受ける。それに対する各省庁からの回答をまとめたものが時期調であり、そこには、法案ごとに予算関係法案か否かが明示されたうえで、提出関係、法案関係、法案規模、他省庁関係、与党関係、閣議決定希望日、法制局審査希望時期、留意事項についての記載がある。留意事項の欄には、2001年常会から重要法案であるか否か、そして、重要法案であるならば、その重要たる理由も多くの場合、記述されるようになった（政権交代前の2009年常会まで）」（同、88頁。）<sup>10</sup>。「法律案提出時期調」は提出法案の重要度を確認する資料といえる。「会期」という限られた時間の中で、どの法案をいつ国会に提出するか、先議院をいずれにするかなど、全体の流れを見すえながら、個々の法案の重要度を比較衡量しつつ、国会運営戦略が定立されなければならない。「法律案提出時期調」は、いわゆる「日程闘争」のための重要な資料といえる。

次に、伊藤による「個々の内閣提出法律案の企画立案作業」をみる。

伊藤直による「個々の内閣提出法律案の企画立案作業」

① 各省庁内部の作業

- a. 所管部局での原案作成    b. 審議会等    c. 府省庁関係部局との調整    d. 予算担当部局との調整  
e. 引用法令照会    f. 官房文書課等での審査

② 内閣法制局の予備審査

㊦繰り返しになるが、小島の用語では「下審査」にあたる。

③ 政府部内での折衝（法令協議）

- a. 財務省事前協議（予算関係）    b. 法務省事前協議（罰則関係）    c. 法務省事前協議（登記関係）  
d. 総務省事前協議（行政管理関係）    e. 法律案にその所管事項を含む省庁との事前協議  
f. 覚書等により事前協議を約束した省庁との事前協議    g. 各省庁への協議  
h. 各省庁との折衝・修文    i. 条文案確定

㊦省庁間の折衝は、「法令協議」と呼ばれている。そのなかでも、予算関係（財務省）、人員配置（総務省）とともに国民の権利義務に重要なかわりを持つ罰則・登記（法務省）に関する事前協議が重要であることがうかがえる。

④ 各政党への説明

- a. 与党への説明    b. 連立与党の場合における各与党の了承及び連立与党間の協議機関の了承  
c. 野党への説明

㊦特にb.連立与党の場合における各与党の了承及び連立与党間の協議機関の了承という記述が興味深い。自民党・公明との連立政権において、自民党単独と比べて連立与党間の合意がより重視されることにより、政策決定について「ボトムアップからトップダウンへの変容を顕著にすることとなった」という指摘がある（武蔵 2006. 377頁。）。

⑤ 閣議請議

- a. 閣議請議用資料の準備    b. 法律案提出の閣議請議の決裁  
c. 内閣総務官室への説明、閣議請願書・資料提出

- ⑥ 内閣法制局の審査
- ⑦ 閣議
  - a. 法律案提出についての閣議決定
  - b. 内閣官房長官記者会見等
- ⑧ 与党国会対策委員会への説明
- ⑨ 国会提出

予算編成過程と連動した法律案の企画立案作業のスケジュール、個々の内閣提出法律案の企画立案作業のいずれも、伊藤の実務経験に基づいた「法案の企画立案」に関する詳細な記述である。拙稿で、大蔵省（現財務省）との予算に関する調整は、予算編成全体を視野に入れた全体的調整の過程であり、また内閣法制局による審査は、法律案の国法体系における法的整合性を担保する全体的調整の過程であると表現した（村上、2017 197-200 頁。）。法案の優先順位の設定すなわち「日程闘争」の方針決定もまた提出予定法案全体を視野に入れた決定という意味で全体的調整といえよう。伊藤は、「法律案提出時期調」に言及し、また、「日切れ法案」（「三月前に現行法が失効するもの」）、「日切れ扱い」法案（法律案の性格上、三月末までに成立しないと実質的に支障をきたすもの）、「期限切れ」法案（四月以降、会期中の特定の時期までに成立しないと支障を生じるもの）といった、法案の優先順位を決定するうえで重要な意味を持つ「法案の取り扱い」についても言及している（伊藤、62-3 頁。）。さらに、法律の執行にあたって、人員の配置が必要となる場合、総務省との事前調整が必要である旨も言及されている。人員の確保も、限られた人的資源の配分にかかわる全体的調整の問題といえる。

法案の成立にあたっては、立法の動機、目的が明確化され、法律としての実効性や立法以外の代替的な方法によって目的を達成できないのかについても検討される。そのうえで立法事実に基づいて、目的を達成する最良の方策を考え、それを法文として表現する必要がある。法案作成作業は、国法体系との法的整合性（内閣法制局の審査通過）、予算関連法案である場合の財務省との調整、人員配置を必要とする場合の総務省との調整を経ながらなされる。さらに、実際に国会において可決されるためには、法律案の優先順位と諸々の事情を勘案しての「日程闘争」戦略の確立、その実施がなされなければならない。法律案の成立を目指すには、予算、国法体系、人員、日程に関わる四つの全体的調整がなされなければならない。国法体系との法的整合性に関しては、憲法はもとより、「改正教育基本法」と「改正教育公務員特例法」との関連を検討する必要がある。

最後に大島稔彦『立法学 理論と実務』（大島、2013 年。）。大島は、「立法過程は、立案過程と制定過程（狭義の立法過程）とに分けることができる<sup>11</sup>。立案過程は、立案の動機から始まり、立法事実の認識、政策の形成、さらに法政策の形成あるいは法制度の設計と進められ、この法政策に基づいて法令案を構成し、最終的に法令集として条文化されて最終案となって決定される、という過程になる。この間において、一定の手続きを経ることが要請され、また、関連するさまざまな主体・要素が多様な形で関与してくることになる。」（同、11-12 頁。）と述べている。「第三章 立案の過程 第三節 内閣立法の立案手続」の項立ては以下のようになっている。

「一 担当部局、二 省内手続と審議会等、三 省外調整、四 与党内手続 五 政府内手続」

伊藤のいう「法律の企画立案作業」と大島の「立案過程」は同一の過程を指しているとみてよい。「決定された法律案は、法律を中心に考えれば、議会＝国会に提出され、審議されることになるが、これが制定過程（狭義の立法過程、あるいは審議過程）である。」（同、12頁。）大島は、立法過程を「立案過程」と「制定過程」とに区分している。

以上、「立法過程」の時系列的整理について、政治学、立法学の先行業績を紹介した。一見して、先に述べた、「法律の企画立案作業」と「立案過程」といった、統一が可能であれば統一してもよいのではという「用語」が散見されることに気がつく（例えば、内閣法制局が正式な審査を行う前に実施する審査について、小島、大島は「下審査」、中島、伊藤は「予備審査」と表現している。「事務次官等会議」か「事務次官会議」か、など。こうした用語の問題は分野を異にした場合に頻出する。）。同一の対象に異なる名称が付与されていること、同一の名称が異なる意味を持つことはたしかに望ましくない。とはいえ、筆者は、基本的に文脈において意味内容が明らかであれば、無理に用語を統一しなくともよい、それぞれの分野において、あるいは分野間での交流、相互理解、認識の深化を通じて、用語の定義が確立することを待てばよいと考える。用語の統一を図るといっても、当該分野において定着している場合、その分野、あるいは論者の理論体系のなかで他の用語との関連において採用されている場合、現場で長年用いられ、定着している場合など、それぞれの用語には相応に採用の理由がある。そう考えるとむやみに用語の統一を図ることはデメリットも大きいと思われる。とはいえ、立法過程の考察を試みる以上、自分自身がどのような体系的把握に基づいてどのような用語を採用するのかは明確にしておかなければならない。とすれば、今回紹介した先行研究、政府の件階統を参考に「立法過程タイムライン」といったものをつくるのが一つの方法であろう。「改正教育公務員特例法」の「法案作成過程」については、特に改正教育基本法との関連において、「教育再生会議」、「教育再生実行会議」、「中央教育審議会」における議論と提言、政党における議論（例えば、自由民主党「教育再生実行本部」、公明党「教育生成推進本部」における議論、提言）を整理し、その特質を明らかにする必要がある。（続く）

注：

<sup>1</sup> 政務調査会部会に参加する担当者の動機に関する村川の記述は興味深い。「さらに、省庁側としても幹部官僚は自分の手を経た法律案が与党審査の段階において握りつぶされると将来の立身にマイナスとなるから、与党自由民主党の行う政策決定に対して深い関心を払うとともに、部会審査一部会院の意思—を極めて重視する。とくにこの場合、部会に常時出席して法律案の内容を説明する幹部官僚は、課長補佐時代から積極的に部会に顔を出し、部会機能を実際に学びとるとともに、部会員に”顔”を覚えてもらう。逆に部会員は、その者を通じていろいろな政策問題を頼めば解決してもらえるとという便宜をもつのである。」(村川 1985, 194-5 頁。) こうした場면을議員と官僚の癒着と表現するか、議員と官僚とのネットワーク形成と表現するか。

<sup>2</sup> 「なお、政務調査会審議委員の選考基準は一応政策経験の深い国会議員、たとえば政務次官、部会長経験者もしくは大臣歴任者から先行されるが、その比率は半々である。

このように、政務調査会審議委員に熟練した”政策通”を専攻することは、やはり部会および特別調査会の行き過ぎた行為を牽制する目的から、一種の権威である”チェック機関”たらしめるゆえんである。」(村川 1985, 100 頁。)  
「族議員政治から内閣主導政治へ」という動きの中で、政務調査会審議委員の構成、影響力について定点観測することは興味深い作業に思われる。

<sup>3</sup> 「総務会における法律案審査は、結党以来全党的立場に立った検討を行うことが原則となっている。」

(村川 1985, 230 頁。)  
「総務会によって審議された法律案はすでに政務調査会部会、政務調査会審議会の順に審査を経たものだから、一応、十分な審査を終了してきていることになる。しかし、そのため総務会においては法律案審議そのものがきわめて形式的審議に終始してしまう傾向があり、各総務とも全党的視野からの聴取に重点を置いている。しかし一般的な傾向として、政務調査会審議会において議論が生じた法律案は、総務会においても同様な議論が生じ、場合によっては、その結論を留保されることがある。そうすると、総務会は結論をみなかった法律案を政務調査会審議会に差し戻し、その再審議を求めることになるため、当日の閣議決定は当然延期されるのである。」(同、231 頁。)  
「族議員政治から内閣主導政治へ」という動きにあって、この総務会の構成、位置づけ、影響力がどのように変容していったのかは決定的に重要な問題である。この点、小泉内閣における郵政民営化法案の党内審議過程が興味深い。谷勝宏 (2004.) 武蔵 (2006, 特に 375-6 頁。) 参照。

<sup>4</sup> 政策、法律案の質によって取り組み方が異なるのであろうが、省庁間の調整過程も興味深い。省庁間調整については個別研究の蓄積を踏まえた類型化が可能に思われる。鳩山内閣においては「省庁間にまたがる課題については、閣僚委員会を設けて調整を行うこととした。」という (内山 2010.)

<sup>5</sup> 小泉内閣における郵政民営化法案の立法過程に関する谷勝宏 (2004.) の研究で、党内審議過程における闘争の焦点の一つが政務調査会総務部会であったことが活写されている (同、116-118 頁。)

<sup>6</sup> 政党ガバナンスの問題を考えた場合、議員の実質的合意を調達する「全会一致」の原則は、党としての団結、(決定過程において自らの意思が尊重されたことが最終的決定に対する支持表明をもたらすという意味で) 組織としての一体的行動を担保するものであり、無視できない。

<sup>7</sup> 現在の与党審査のあり方について、自民党における人材育成システムに対する関心からの以下の証言がある。「人材を育てられない組織というのは、リクルートシステムがないわけです。昔の自民党には派閥の中に、ビルドインされていました。派閥を通じて人材を調達して、育てて、国対 (国会対策委員) の副委員長をやって、部会長をやって・・・と、そういうキャリアシステムがありました。そういう流れの中でリーダーをつくっていった。派閥というものがまさに、そのシステムの根幹だったわけです。ところが派閥が壊れてしまったことによって、この仕組みが瓦解しているわけですね。考えれば、会社もそうですけれど、人をつくれない組織は持ちませんよね。」(御厨貴×芹川洋一、2016 年、103 頁。芹川の発言。) 自民党の変容 (派閥の影響力低下) が、自民党政治、具体的には政策形成、立法過程における「与党審査」のあり方にどのような影響を与えているのかに加えて、政治家の陶冶育成の問題に言

及していることは、興味深い。

<sup>8</sup>中島誠（敬称略）の経歴であるが、第3版の著者紹介によれば、1960年生まれ、1984年厚生省（現厚生労働省）入省、大臣官房企画官（人事・省庁再編担当）、健康局生活習慣病対策室長、大臣官房参事官（健康・医療保険担当）、障害保健福祉部企画課長等を務め、2001～2004年に九州大学大学院法学部研究院助教授（立法学、社会保障法）に出向、その後も一橋大学大学院法学研究科客員教授、筑波大学法科大学院非常勤講師、早稲田大学大学院法学研究科非常勤講師等を経験しているとある。初版「はしがき」に「アカデミズムとは縁遠い世界に暮らし、「立法学」なる言葉さえ初めて耳にした者が、立法学、それも4単位の科目を講義することとなり、着任当初は戸惑うばかりであったが、憲法学や政治学、行政学での立法に関する先行業績を一から学び、それに自らの実務経験を重ね合わせながら、講義ノート作成に悪戦苦闘の日々が続くこととなった。」とある。行政官としての実務経験を、アカデミズムの世界でどのように生かし、受講者に伝えるか、そのための努力、その成果が本書であろう。2001年以降から大学教員として自らの実務経験を生かした講義ノートの作成にあたった成果が2004年の初版であるとすれば、そこには彼自身が1984年の入省から政治状況の変動、その渦中での経験が記述に反映されていることは当然であろう。すなわち中曽根康弘内閣（1982.11-1987.11）、竹下登内閣（1987.11-1989.6）から宇野宗佑内閣（1989.6-1989.8）、海部俊樹内閣（1989.8-1991.11）そして宮沢喜一内閣（1991.11-1993.8）から政権交代、細川護熙内閣（1993.8-1994.4）における政治改革、羽田孜内閣（1994.6-1994.6）から自社政権誕生、村山富市内閣（1994.6-1996.1）、橋本龍太郎内閣（1996.1-1998.7）における省庁改革そして小渕政権という、いわゆる55年体制の崩壊から政治改革、そして省庁改革の時代を中島は中央省庁のキャリア官僚の一人として生きたのであり、彼の実務経験、その証言は、政治変動の実際を理解するうえで大いに参考になると思われる。教科書として、その筆致には抑制がきいており、自らの経験を赤裸々に語るという場面にはまず出会わないが、特に民主党政権に対する批判には厳しいものがある。2001年から2004年の大学教員を務めていた時期は小泉政権の成立に重なる。2007年の新版「はしがき」では「本書を刊行して以来3年が経過したが、お陰様で読者に恵まれ、早くも3刷を重ねることが出来た。また、その間、小泉政権によって、本書が主張する内閣主導の政治スタイルへ大きな一歩が踏み出された。」と述べ、「小泉政権の意義を改めて総括するとともに、近年の研究業績をフォローする等、内容の充実を図ったものである。」と小泉政権が内閣主導政治を推し進めたという評価、そうした推移を踏まえた記述を行っている旨、述べられている。2013年9月刊行の第3版「はしがき」に「このたびの第3版では、その後の野田政権下での解散総選挙による民主党の政権転落と自民党の政権復帰（第2次安倍内閣の登場）、2013年7月参議院選挙によるねじれ解消までの動きも含め、新版以降の各種動向を織り込んだもの」として上梓された旨記載されている。第3版には、行政官としての職務復帰後の安倍自公政権下でのねじれ国会、そして2009年9月の衆議院議員総選挙による政権交代、民主党政権誕生という時期に行政官であった「実務経験」が反映されている。初版から第3版に至る『立法学』には、大学の講義用の教科書という性格から、個人的経験の記述については抑制がなされつつも、歴史の記録、同時代史の記録としての意義があるように思われる。

<sup>9</sup>とはいえ、小島もその著作で「予備審査」という表現を用いている箇所があり、表現についてそれほど神経質になる必要はないのかもしれない（小島1979. 56頁。）。

<sup>10</sup>資料取得の経緯について以下のように記載されている。「同資料は、一般に公開されている資料ではないが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月4日法律第42号）にもとづき、内閣官房内閣総務官に対して資料の開示請求を行い、開示の決定を受けた。平成23年3月31日請求家付け、同年4月7日開示決定（閣議第305号）」（松浦2012. 94頁、注12）。

<sup>11</sup>「狭義の立法過程」という表現については、立法過程論を立法学と立法現象論とから構成される「（広義の）立法過程論」に対し、「立法の事実過程と立法行動」を対象とした「（狭義の）立法過程論」という憲法学における用法があるので注意したい（池田1971. 33頁。なお新1988年、6頁参照。）



## 引用・参考文献

- 小島和夫『法律ができるまで』ぎょうせい、1979年。
- 中邨章/竹下譲編著『日本の政策過程—自民党・野党・官僚—』梓出版社、1984年。
- 村川一郎『日本の政策決定過程』ぎょうせい、1985年。
- 伊藤光利「国会のメカニズムと機能」(『1987年度 年報 政治学 政治過程と議会の機能』、岩波書店、1988年、所収。)
- 曾根泰教・岩井奉信「制作過程における議会の役割」(同。)
- 岩井奉信『立法過程』東京大学出版会、1988年。
- 村川一郎『自民党の政策決定システム』教育社、1989年。
- 岩井奉信「現代日本における制作過程論モデル」『レヴアイアサン』臨時増刊、木鐸社、1992年、所収。
- 嘉納英明「教育公務員特例法の立法過程に関する研究—法案審議過程の検討」(『琉球大学教育学部紀要 第一部・第二部』1995年。)
- 山口二郎「政治改革 十年の検証」(『北大法学論集 55 (1)』2004年。)
- 中島誠『立法学』法律文化社、2004年初版、2007年新版、2014年第3版。
- 武蔵勝宏「資料 最近の日本における立法の動向と問題点」(『北大法学論集 57 (1)』2006年。)
- 松浦淳介「2007年「衆参ねじれ」発生前後の国会比較」(『KEIO SFC JOURNAL Vol.9 No.1 2009』、2009年。)
- 内山融「日本政治のアクターと政策決定パターン」(『季刊 政策・経営研究 2010. Vol.3』2010年。)
- 伊藤直「第二章 立法の企画立案 第二節 内閣立法の企画立案 1 内閣提出法案の企画立案」(大森政輔/鎌田薫編『立法学講義 〈補遺〉』商事法務(2006年初版、2011年補遺。)所収。)
- 松浦淳介「分裂議会における官僚の立法準備行動 特許庁による法案根回しの実態」(『KEIO SFC JOURNAL Vol.12 No.1 2012』、2012年。)
- 大島稔彦『立法学 理論と実務』第一法規 2013年。
- 武蔵勝宏「政権交代後の立法過程の変容」(『国際公共政策研究 17 (2)』2013年。)
- 大津透・久留島典子・藤田覚・伊藤之雄『新日本史B』山川出版社、2013年文部科学省検定済。
- 武蔵勝宏「資料 立法過程の変化:野田政権から安倍政権へ:北大立法過程研究会報告」(『北大法学論集 64 (6)』2014年。)
- 御厨貴×芹川洋一『政治が危ない』日本経済新聞出版社、2016年。
- 村上智章「平成28年11月成立「教育公務員特例法」の立法過程 ①」2017年。